

富里市制限付き一般競争入札実施要領

平成28年4月1日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、富里市が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れ、調査、測量、設計等の委託及び役務提供の契約に係る契約（以下「工事等」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5及び第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の実施に関し、法令等別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 制限付き一般競争入札の対象は、次の各号とする。ただし、自治令第167条の規定により指名競争入札又は自治令第167条の2の規定により随意契約による場合は、この限りではない。

- (1) 工事又は製造の請負のうち200万円を超えるもの
- (2) 財産の買入れのうち150万円を超えるもの
- (3) 物件の借入れのうち80万円を超えるもの
- (4) 測量及び設計等の委託又は役務の提供のうち100万円を超えるもの

(入札参加者の資格要件)

第3条 自治令第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできないものとする。

- (1) 富里市入札参加業者資格者名簿に登載されていない者
- (2) 富里市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止、富里市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外又は法令等に基づく営業停止を入札公告の日から開札日までの間受けている者（開札後であっても、第15条で規定する落札候補者が落札決定されるまでの間本号で定める指名停止、指名除外又は営業停止措置を受けたときは、入札参加資格を失う。）
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (4) 当該工事等の入札（開札）日前6か月以内に不渡手形、不渡小切手を出した者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者

2 前項の規定のほか、自治令第167条の5及び第167条の5の2の規定により、当該入札に参加する者に必要な資格要件を定めた場合は、当該資格要件を有する者でなければ、入札に参加することはできないものとする。

3 法人等で権限を委任している場合は、年間委任状にある権限を受任している者でなければ、入札に参加することはできないものとする。

(入札参加資格審査会)

第4条 市長は、前条第2項に掲げる事項に関し、資格要件を定める場合は、富里市建設工事等の指名業者選定及び入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）の意見を聞き、当該工事等の資格要件を定めなければならない。

(入札執行)

第5条 制限付き一般競争入札は、原則として電子入札の方法により、第3条第2項に定める入札に参加する資格要件を入札前に審査する方式（以下「事前審査型」という。）又は入札後に審査する方式（以下「事後審査型」という。）で執行するものとする。ただし、電子入札システムが不調又は対応できない等電子入札の方法では執行し難い場合には、紙による方法により執行するものとする。

2 各入札の執行方法は、本要領に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。ただし、入札公告で別に定めた場合はこの限りではない。

(1) 電子入札により入札を執行する場合は、富里市電子入札約款及び富里市電子入札システム運用基準のとおりとする。

(2) 前号以外により入札を執行する場合は、富里市入札約款等のとおりとする。

(入札公告)

第6条 当該工事等の入札公告（別記第1号様式）は、富里市公告式条例（昭和29年条例第3号）の規定による掲示のほか、電子入札システムへ掲載するものとする。

(事前審査方式による入札参加申請)

第7条 入札参加希望者は、第3条の入札参加者の資格要件を十分確認し、一般競争入札参加資格確認申請書（別記第2号様式）及び入札公告で定められた添付すべき書類を、入札公告に定められた方法により提出期限までに提出しなければならないものとする。

2 一般競争入札参加資格確認申請書及び添付すべき書類を受理したときは、入札参加資格を審査し、参加資格の有無について競争参加資格確認通知書を発行するものとする。

3 競争参加資格確認通知書により参加資格がないと通知書を受けた入札参加

希望者のうち異議のある者は、当該通知を受けた日から3日以内（閉庁日を除く。）に、市長に書面を提出し、その理由について説明を求めることができるものとする。

- 4 市長は、前項の規定による書面を受領した場合は、受領した日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面で回答するものとする。

（事後審査方式による入札参加申請）

第8条 入札前に入札参加資格の一部の項目を審査する場合は、一般競争入札参加資格確認申請書（別記第2号様式）を、入札公告に定められた方法により提出期限までに提出しなければならない。入札後に入札参加資格のすべての項目を審査する場合は、第15条の規定により入札参加資格を審査するものとする。

- 2 一般競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格の一部の項目を審査し、参加資格の有無について競争参加資格確認通知書を発行するものとする。

- 3 競争参加資格確認通知書により参加資格がないと通知書を受けた入札参加希望者のうち異議のある者は、当該通知を受けた日から3日以内（閉庁日を除く。）に、市長に書面を提出し、その理由について説明を求めることができるものとする。

- 4 市長は、前項の規定による書面を受領した場合は、受領した日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面で回答するものとする。

（設計図書等の配布）

第9条 当該工事等に係る仕様書、設計図面及び参考図書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載し、無償で配布するものとする。ただし、その他電子入札システムに掲載することができない場合等については、電子媒体又は印刷物により期間を定めて入札参加希望者に貸与又は配布するものとする。

- 2 設計図書等の配布は、入札公告の日から行うものとし、配布期間及び場所については、入札公告で定めるものとする。

（設計図書等の質問及び回答）

第10条 設計図書等に対する質問がある場合は、質問書（別記第3号様式）により、入札公告に定める提出期限までにファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

- 2 質問があった場合の回答方法は、回答書を入札公告に定める日までに、電子入札システムに掲載するものとする。

（入札保証金）

第 1 1 条 入札保証金は、入札公告に定めるものとする。

(入札金額)

第 1 2 条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税及び地方消費税を含まない金額（単価契約で当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点以下第 2 位までとし第 3 位以降の端数金額を切り捨てた金額）を電子入札システムに入力するものとする。

(入札金額見積内訳書の提出)

第 1 3 条 市長は、入札金額見積内訳書の提出の要否を入札公告に定めるものとし、入札参加者は、電子入札システムにより提出するものとする。

2 入札金額見積内訳書に記載する金額は、入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）と一致しなければならないものとする。

(事前審査方式による開札及び落札者の決定)

第 1 4 条 市長は、最低制限価格を設けた場合は予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、最低制限価格を設けない場合においては予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

2 前項の場合において、最低価格入札者が 2 者以上あるときは、自治令第 1 6 7 条の 9 の規定により、くじにより落札者を決定するものとする。

3 市長は、決定した落札者に対し速やかに電話により通知するものとする。

(事後審査方式による開札及び落札者の決定)

第 1 5 条 市長は、最低制限価格を設けた場合は予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を、最低制限価格を設けない場合においては予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とするものとする。

2 前項の場合において、最低価格入札者が 2 者以上あるときは、自治令第 1 6 7 条の 9 の規定により、くじにより落札者候補者を決定するものとする。

3 市長は、決定した落札候補者に対し速やかに電話により通知するものとし、落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札公告で定められた添付すべき書類を、提出期限（開札日から 2 日以内を標準とする。）までに提出しなければならないものとする。

4 落札候補者が、前項に規定する書類を提出期限までに提出しない場合は、落札候補者の資格を失うものとする。ただし、特別な事情があると認めた場

合はこの限りではない。落札候補者が資格を失った場合は、当該最低価格に次いで低い価格の入札者を落札候補者とするものとし、落札候補者が決定できるまで順次通知するものとする。

- 5 市長は、提出された書類に基づき審査し、入札参加資格を満たしていることを確認したときに落札者として決定する。ただし、審査の結果、落札候補者の入札参加資格がないことを確認した場合は、当該最低価格に次いで低い価格の入札者から、入札参加資格がある者を確認できるまで順次審査を行い、落札者を決定するものとする。

（事後審査方式による審査結果の通知）

- 第16条 市長は、審査結果を書類提出日から起算して3日以内（閉庁日を除く。）に通知するものとする。ただし、疑義が生じた場合はこの限りではない。

- 2 通知の方法は、落札者へは電話により通知するものとする。入札参加資格がないと判断された落札候補者へは、一般競争入札参加資格不適格通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

- 3 一般競争入札参加資格不適格通知書を受けた落札候補者のうち異議のある者は、当該通知を受けた日から3日以内（閉庁日を除く。）に、市長に書面を提出し、その理由について説明を求めることができるものとする。

- 4 市長は、前項の規定による書面を受領した場合は、受領した日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面で回答するものとする。

（不服申立て）

- 第17条 入札参加者は、入札後、この要領、入札公告及び設計図書等についての不服を申し立てることはできないものとする。

（入札結果等の公表）

- 第18条 入札結果等は、落札者の決定後、財政課において閲覧方式及び電子入札システムに掲載し公表するものとする。

（共同企業体の取扱い）

- 第19条 共同企業体に発注する場合は、富里市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき行うものとする。

（低入札価格調査等）

- 第20条 低入札調査制度の対象となる工事等において、調査基準価格を下回る価格で入札があった場合の落札者又は落札候補者の決定については、富里市低入札価格調査制度試行要領（平成21年3月30日制定）の定めるところにより、落札者又は落札候補者を決定するものとする。

（総合評価落札方式）

第 2 1 条 総合評価落札方式により実施する入札の執行方法は、富里市総合評価落札方式試行実施要領（平成 2 1 年 3 月 3 0 日制定）の定めるところによるもののほか、本要領に定めるところにより、実施するものとする。ただし、入札公告で別に定めた場合はこの限りではない。

（補則）

第 2 2 条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、関係部署と協議し、その都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領の施行に伴い、事後審査型条件付き一般競争入札実施要領（試行）（平成 2 0 年 9 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。